

(紹介手数料の返還)

当社が紹介した採用決定者が、採用決定日から下記項の期間内に本人の自己都合により退職、または本人の責めに基づき解雇された場合、求人企業から受領した紹介手数料の一部を甲に返金する。なお、返金額については、別途、甲乙間で締結する「紹介手数料に関する覚書」にて定める。

(1) 入社日から 30 日以内の場合、紹介手数料の 80 %を返金する。

(2) 入社日から 90 日以内の場合、紹介手数料の 50 %を返金する。

2 当社は、前項に定める返金以外には、いかなる返金・賠償の責を負わないものとする。また、求人企業は、自身の判断及び責任において、採否の決定をなすものとし、当社は、求人企業に対して、採用決定者の履歴・資質等について何ら担保せず、採用決定者に関する責任を一切負わないものとする。